

吉富町子どもの読書活動推進計画 (第4次)

<資料編>

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 子ども読書活動の推進に関する法律 | 18 |
| 2 | 吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱 | 20 |
| 3 | 吉富町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿 | 21 |
| 4 | 子どもの読書活動実態調査結果 | 22 |
| 5 | 子どもの読書活動推進アンケート調査結果（一覧・詳細） | 28 |
| 6 | 町内読書ボランティア団体・民間施設の活動 | 29 |
| 7 | 子育て支援センター「おはなしかい」参加人数等 | 33 |
| 8 | ブックスタート事業の経過と取組状況（参加人数・ブックリスト） | 33 |
| 9 | 学校図書館・公民館図書室の蔵書数の状況 | 33 |
| 10 | 吉富町公民館図書室の貸し出し冊数の状況等 | 35 |
| 11 | 図書館法（一部抜粋） | 36 |
| 12 | 学校図書館メディア基準（全国学校図書館協議会 2021年4月1日改訂）抜粋 | 39 |
| 13 | 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要（国 平成30年4月） | 41 |



子ども読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割をはたすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読

書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定してときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を慎重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料2】

○吉富町子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成24年7月5日
教委告示第3号

(目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、吉富町子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の改定に関する計画及び審議
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する協議
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は教育長が任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会には会長を置き、委員の互選とする。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【資料3】

第4次吉富町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(吉富町子どもの読書活動推進協議会委員)

委嘱期間：令和3年6月1日～令和5年5月31日

| | 氏名 | 委員 | 役職 |
|----|-------------|--------------------|-------|
| 1 | 土屋 富子 | 学識経験者 | 会長 |
| 2 | 中尾 ケサミ | 子ども会会長 | |
| 3 | 鍛治 淳子 | 吉富保育園園長・吉富幼稚園園長 | |
| 4 | 後小路 揚盛 | 吉富小学校校長 | 職務代理者 |
| 5 | 山本 司 | 吉富中学校校長 | |
| 6 | 岩谷 和久 | 吉富小学校PTA会長 | |
| 7 | 梅高 浄祐・梅津 光文 | 吉富中学校PTA会長 | |
| 8 | 松浦まゆみ・桑原智美 | 吉富小学校司書教諭 | |
| 9 | 湯田 奈保子 | 吉富中学校司書教諭 | |
| 10 | 林田 浩美 | 吉富小学校司書 | |
| 11 | 山本 裕子 | 吉富町図書司書 | |
| 12 | 守口 えみ子・柳 好子 | 読書ボランティア「まほうのかばん」 | |
| 13 | 奥家 康子 | 読書ボランティア「とんからりん文庫」 | |
| 14 | 石丸 貴之 | 子育て健康課長 | |
| 15 | 小原 弘光 | 吉富町公民館長 | |

事務局

| | |
|-----|-------------|
| 教育長 | 江崎 藏 |
| 教務課 | 高尾 広篤 |
| 教務課 | 梅林 秀一・井上 美優 |

【資料4】

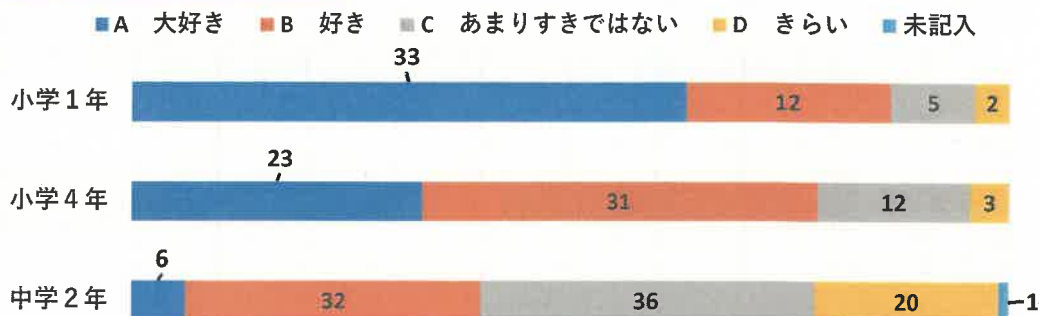
「第4次子どもの読書活動推進計画策定 子どもの実態調査結果」

アンケート調査時期：令和4年2月10日

調査対象者：吉富小学校1年生52名 4年生69名

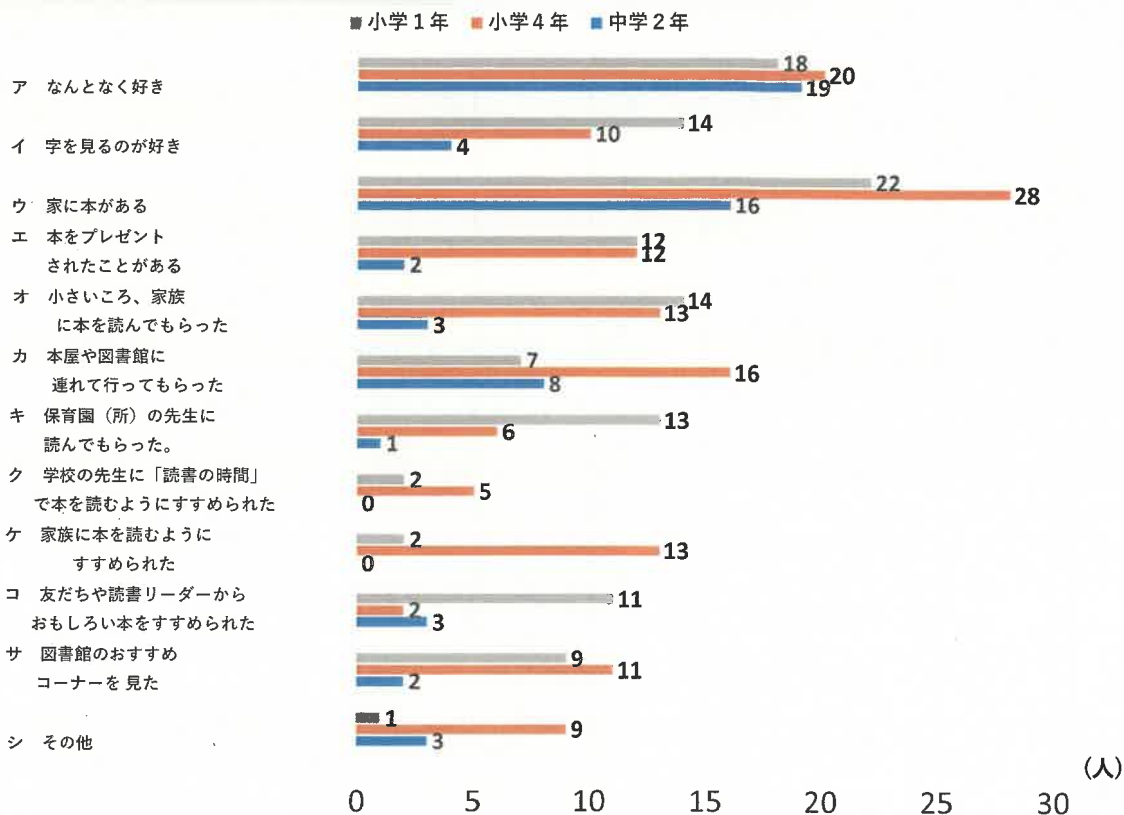
吉富中学校2年生95名

1. 本を読むのは好きですか？



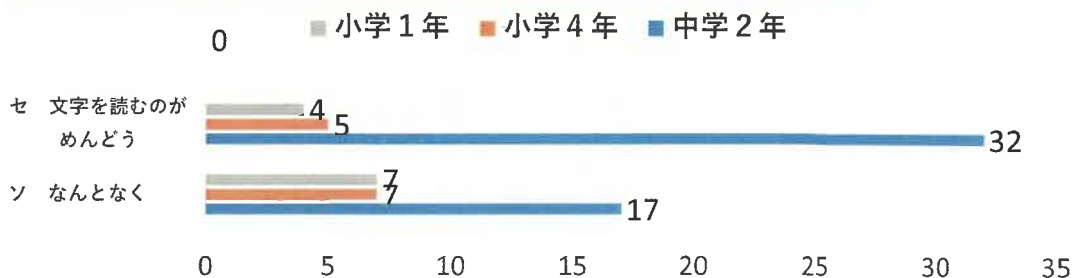
(人)

2. 大好き・好きと答えた人に聞きます。



(人)

3. 問1で「あまり好きではない」「きらい」と答えた人だけに聞きます



(人)

4. 1か月に何冊本を読みますか（教科書・参考書・マンガ・雑誌をのぞく）

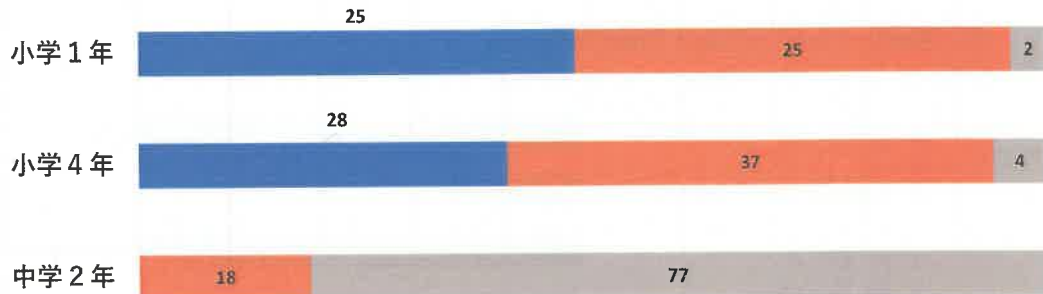
■ A 11冊以上 ■ B 6冊～10冊 ■ C 1冊～5冊 ■ D 読まない ■ 未記入



(人)

5-1. 学校の図書館で本を借りますか

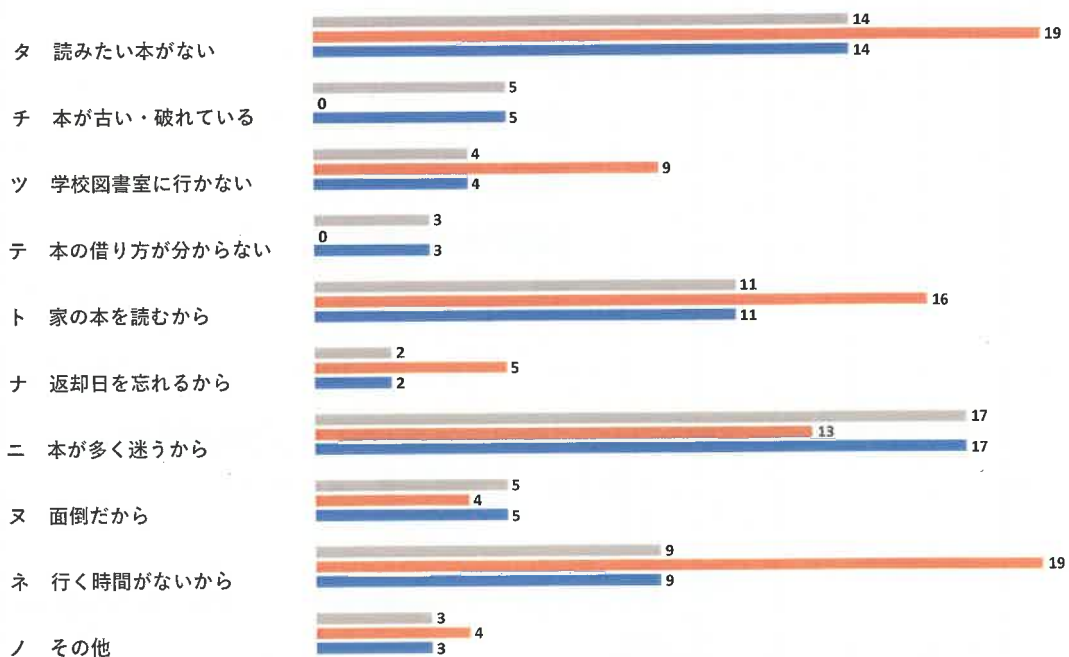
■ A よく借りる ■ B あまり借りない ■ C 借りない



(人)

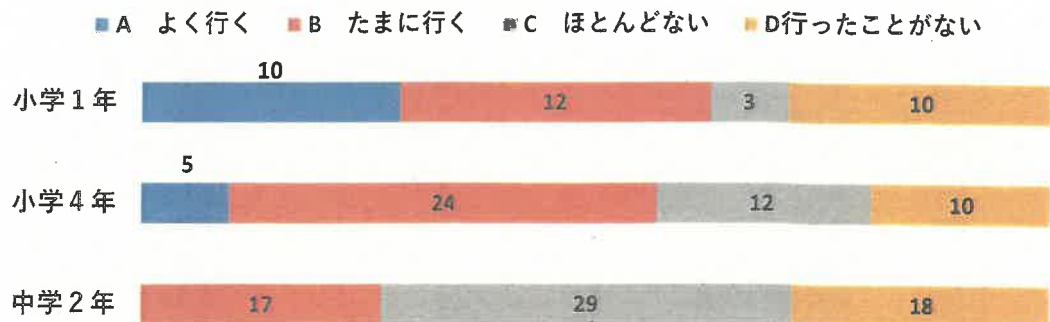
5-2. 本をあまり借りない・借りない理由を以下の中から選んでください（3つまで）

■ 小学1年 ■ 小学4年 ■ 中学2年



0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 (人)

6 あなたは、町の図書室を利用していますか



(人)

7 おうちの人に本を読んでもらいますか(小学1年、小学4年)



(人)

7 おうちの人(大人)は本を読みますか(中学2年)



(人)

【資料5】第4次吉富町子どもの読書活動推進計画アンケート結果一覧 2022.3

・達成状況 4:達成・継続 3:おおむね達成 2:不十分 1:未実施
 ・増減 ◎:1ポイント以上アップ ▼:1ポイント以上ダウン

| | 項 目 | 2011年 | 2021年 | 増減 | 取組・目指す姿 |
|---------------|---------------------|------------|------------|------------|--------------|
| 1 | 家庭地域 | 2.8 | 2.4 | - | 日常に読書活動 |
| | (1) -① 大人の読書活動 | 2.5 | 2.4 | - | 読書講座 |
| | (1) -② 言葉の体験 | 3.2 | 2.8 | - | 読書啓発 |
| | (1) -③ 読書の機会 | 2.6 | 2.5 | - | 広報の継続 |
| | (1) -④ 図書室利用 | 2.5 | 2.0 | - | 啓発・広報 |
| | (1) -⑤ 読み聞かせの実施 | 3.1 | 2.5 | - | 啓発 |
| 2 | 幼稚園・保育園（所） | 2.6 | 2.6 | - | 保護者啓発・職員研修 |
| | (1) 絵本コーナーの設置 | 3.3 | 3.5 | - | 年齢に応じた図書コーナー |
| | (2) 絵本への興味 | 3.5 | 3.0 | - | 啓発 |
| | (3) 読書活動の啓発 | 2.0 | 2.3 | - | 啓発・広報 |
| | (4) 職員研修の充実 | 3.0 | 2.0 | ▼ | 職員研修の充実 |
| | (5) おはなし会の参加 | 1.3 | 2.3 | ◎ | おはなし会の継続 |
| 3 | 小学校・中学校 | 2.4 | 2.7 | - | 読書の習慣化 |
| | (1) 学校司書の配置 | 2.0 | 2.5 | - | 全日配置 |
| | (2) 学校司書・司書教諭の研修 | 2.0 | 1.5 | - | 研修の機会 |
| | (3) 教職員の研修 | 2.0 | 1.5 | - | 研修の機会 |
| | (4) -① 図書の充実（小学校） | 2.0 | 3.0 | ◎ | 新基準への対応 |
| | (4) -② 図書の充実（中学校） | | 3.0 | ◎ | 新基準への対応 |
| | (5) -① 施設の整備：書架スペース | 3.0 | 3.0 | - | 配架の工夫 |
| | (5) -② 施設の整備：バーコード化 | - | 3.0 | ◎ | データ活用 |
| | (6) 図書室の学習支援機能 | 2.0 | 2.5 | - | 各分類の蔵書の充実 |
| | (7) 学級文庫の整備 | 2.0 | 3.0 | ◎ | 学級文庫の充実 |
| | (8) 読書活動の充実 | 2.5 | 3.0 | - | 読書活動の継続 |
| | (9) 図書委員会の活性化 | 3.0 | 3.5 | - | 読書リーダー養成講座継続 |
| (10) 町図書室との連携 | 3.0 | 2.0 | ▼ | ネットワーク化 | |
| (11) 地域との連携 | 2.5 | 3.0 | - | ボランティアとの連携 | |
| 4 | 町図書室 | 1.7 | 2.2 | - | 小中との連携 |
| | (1) 図書資料の充実 | 2.0 | 2.5 | - | 児童書コーナーの充実 |
| | (2) 調べ学習への対応 | 2.0 | 1.0 | ▼ | 小中との連携 |
| | (3) ブックトーク等の実施 | 2.3 | 3.5 | ◎ | 読み聞かせ継続 |
| | (4) ブックリストの作成 | 2.2 | 3.0 | - | 継続配布 |
| | (5) ブックスタート事業の推進 | 1.7 | 3.5 | ◎ | 継続実施 |
| | (6) 学校図書館との連携 | - | 1.5 | ◎ | ネットワーク化 |
| | (7) 啓発広報の推進 | 2.0 | 3.0 | ◎ | 啓発・広報の継続 |
| | (8) 職員等の研修 | 1.7 | 1.5 | - | 研修の機会 |
| | (9) ボランティアとの連携 | 1.3 | 1.5 | - | 連携の充実 |
| | (10) 読書活動講座の実施 | 1.3 | 1.5 | - | 読書リーダー養成講座継続 |
| | (11) 教職員の研修の実施 | 1.0 | 1.5 | - | 研修の機会 |
| 5 | その他の機関・民間団体 | 3.0 | 3.0 | - | 読書機会の拡充 |
| | (1) -① 支援センター等の図書充実 | 4.0 | 3.0 | ▼ | 図書コーナー充実 |
| | (1) -② 読み聞かせの体験 | 4.0 | 4.0 | - | 読み聞かせの支援継続 |
| | (1) -③ 図書室利用の促進 | 4.0 | 4.0 | - | 利用促進の継続 |
| | (2) -① 公民館との連携 | 1.0 | 3.0 | ◎ | 広報の継続 |
| | (2) -② 育児サークルの活動 | 2.0 | 1.0 | ▼ | 読書活動の機会発掘 |
| | (3) -① 読書ボランティアの活動 | - | 3.0 | ◎ | 読書活動の継続・発展 |
| | (3) -② 民間団体の活動 | - | 3.0 | ◎ | 読書活動の継続・発展 |
| 6 | 推進体制 | 0.0 | 3.0 | ◎ | 年次計画作成・点検確認 |

※2011年：第2次策定時 2021年：第4次策定時

【資料6】 町内読書ボランティア団体・民間施設の活動

【資料6-1】 読書ボランティア団体1

| 団体名等 | 活動場所 | 主な活動内容 |
|--|-----------------------------|---|
| 吉富町読書 ボランティアの会 設立年：平成30年5月 ※ネットワークの会 ・まほうのかばん ・とんからりん文庫 | 吉富小学校 フォーユー会館 研修室 | 読書リーダー養成講座 継続 講師担当 「絵本の広場」開催 絵本を600冊展示する (2つのグループから展示絵本提供。) おはなし会開催 H30.R1 ※R2・R3は中止 |

【資料6-2】 読書ボランティア団体2

| 団体名等 | 活動場所 | 主な活動内容 |
|---|---|--|
| 読み聞かせの会 「まほうのかばん」 設立年： 平成7年11月 | 吉富小学校 幼保一体化施設 「こどもの森」 吉富あいあいセンター | ①吉富小学校での活動 ・朝読（各教室） 毎週木曜日 8:25～8:40 全学年各クラス対象 ・昼のおはなし会 毎月第2・第4火曜日 13:00～13:30 低・中学年対象 ・秋の全校読書集会（年1回） ・読書リーダー養成講座 ②幼保一体化施設「こどもの森」での活動 ・毎月1回、絵本の飲み聞かせを主に、 パネルシアター・紙芝居等 ③吉富あいあいセンターでの活動 ・5歳児健診時におはなし会 年4回（6・9・12・3月に実施） ④ボランティアネットワーク関連の活動 ・交流会、学習会、絵本作家による講演会 の参加と協力 ・毎年吉富小PTAに読書ボランティアの 募集をしている。令和2・3年度は応募 者がいなかった。 |

※令和2年3月以降 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
 おはなし会・読み聞かせ活動を中止
 吉富小 給食時間のお話の朗読活動 毎週火曜日・木曜日

【資料6-3】 読書ボランティア団体3

| 団体名等 | 活動場所 | 主な活動内容 |
|--|---|---|
| とんからりん文庫 設立年:平成 23 年 7 月 読書ボランティア活動開始:H24.4~ | 吉富小学校 吉富あいあいセンター 吉富町子育て支援センター 土屋ミニ子ども図書館 「とんからりん文庫」 | ①吉富小学校での活動 ・読書リーダー養成講座 ②吉富あいあいセンターでの活動 ・乳幼児健診時に読み聞かせ (平成 28 年 11 月から毎月実施) ・1 歳 6 ヶ月児健診時に読み聞かせ 年 4 回 (5・8・11・2 月に実施) ・3 歳児健診時に読み聞かせ 年 4 回 (4・7・10・1 月に実施) ・5 歳児健診時に読み聞かせ 年 4 回 (6・9・12・3 月に実施) ※R2~読み聞かせ中止 啓発資料配布 ③吉富町子育て支援センターでの活動 ・おはなし会 (毎月 1 回) ※主催は教育委員会 (司書指導) ※R2 年 3 月~5 月中止 6 月以降再開 ④土屋ミニ子ども図書館「とんからりん文庫」での活動 ・個別読み聞かせ・啓発活動 ※R2 年 3 月のみ休館 |

【資料6-4】 読書ボランティア団体4

| 団体名等 | 活動場所 | 主な活動内容 |
|--|---------|--|
| 福岡「子どもの読書」 関連団体連絡協議会 京築地区協議会 設立:H24.5 事務局:とんからりん 文庫 | 京築地区各市町 | 「子どもの読書推進ボランティア学習会」を年に 1 回開催 ※学習の場:講演会・分科会 ・ボランティア・司書・学校司書 司書教諭・一般参加 ・開催地のボランティア・図書館職員を中心 に実行委員を編成 R2.10.7 吉富町で開催 H29:豊前市 H30:みやこ町 R1:行橋市 R3:荇田町 |

【資料6-5】 読書ボランティア団体5

| 団体名等 | 活動場所 | 主な活動内容 |
|--|--|--|
| <p>豊前語り部の会</p> <p>設立： 平成12年6月8日</p> <p>※設立時会長（5年） 土屋富子（吉富町）</p> <p>事務局： とんからりん文庫</p> | <p>豊前市 京築地区全域 福岡県内各地</p> <p>※吉富町内各施設</p> <p>・喜之道クリニック 定例お話し会（月1）</p> | <p>民話の書き下し 「豊前の民話」32話 ★子ども向けに書き下す ポケット版は、児童がそのまま 語りに使用できる。</p> <p>民話の語り ・豊前の民話 ・京築地区の民話</p> <p>イベント活動の支援 ・福岡県青少年アンビシャス運動 参加団体として活動 ※第1回団体表彰 受賞 ※令和2年度団体代表の個人表彰 がとんからりん文庫で行われ た。（コロナ禍のため）</p> <p>・子ども語り部養成講座 企画・ちらし作成 語り活動実施 ※令和3年度とんからりん文庫で 発表会開催</p> <p>機関紙「かたろうかい」発行 案内ちらし作成・配布</p> <p>民話小冊子の作成・配布 （町内関係） 吉富小図書館 乳・幼児健診時に配布 おはなしかい開催時に配布</p> |

※吉富町の子どもたちは、中学生になると三毛門小学校の児童と共に学ぶことになる。

三毛門小をはじめ市内の小学校では、地域学習で「豊前の民話」にふれる機会がある。事前に豊前市の文化に触れる機会があれば、中学生になったときに交流がうまくいくのではないかとの思いで、配布を開始して10年になる。

「豊前の民話」小冊子（8話）には「三毛門かぼちゃ」の民話も掲載されている。

【資料6-6】 民間施設の活動

○土屋ミニ子ども図書館「とんからりん文庫」 設立：平成23年7月1日

| | 活動日 | 活動内容（行事名） | 備考 |
|---------------|----------------------|--|---|
| 子ども・保護者の居場所 | 開館時 | 子ども図書館活動：児童書・絵本・郷土資料 ・閲覧コーナー ・貸出・返却 ・個別読み聞かせ・読書のすすめ ・遊具（積み木・折り紙・工作・お絵描き等） | 開館日 毎週火・水曜日午前中 土・日曜日午後 絵本の広場 協力 |
| | 開館時 | 展示コーナー ・地域の方の作品展示（絵画・書・写真・手芸等） ・テーマ展・特設展 | 開館時 |
| | 常時 | 広場コーナー（ベランダ） ・ミニミニ本棚（子ども向け・保護者向け） ・ミニゲーム数種 | 自由開放 |
| | 開館時 | 相談コーナー ・読書ボランティア相談活動 ・各種イベント企画 | 読書活動に関する参考図書 |
| 連絡先・事務局 | 常時 | 読書ボランティア事務局 ・とんからりん文庫 ・豊前語り部の会（町内高齢者施設訪問） ・吉富町読書ボランティアの会 ・福岡県「子どもの読書」関連団体連絡協議会 会京築地区協議会 | 連絡先 各ボランティア活動の記録・記念誌保管 関係用具の保管 |
| | 毎月発行 イベント時 まとめ | 文庫だより 「とん・から・りん」発行 吉富町内での活動記録・お知らせ 町内活動で保護者に配布 | 「とんからりん文庫」 事務局担当 図書室・あいあいセンター 子育て支援センターに配布 |
| おはなしかい・啓発活動支援 | 毎月 第3水曜日 年間12回 | 子育て支援センター お話会 運営・開催担当 啓発資料配布 | 吉富町教育委員会主催 活動記録保存 |
| | 健診時 年間24回 | 乳・幼児健診 個別読み聞かせ・相談活動 乳幼児（4・7・12）健診 年12回 1歳半健診 年4回 3歳健診 年4回、 5歳健診 年4回 | 1歳半健診 ブックスタート事業 おすすめの絵本・ パネル展示 |
| | 健診時 年間24回 | 保護者啓発資料「読書のすすめ」 配布 おはなしかい、 乳・幼児健診時 | 事務局作成 Q&A も配布 ※H22 アンビシャス運動 だっこ DE ブック事業以来 |
| 支援 | 月2回 | 吉富小図書館支援・相談活動 | 学校司書支援活動 |
| | 年間 | 土屋子ども会活動支援 ・防災教室 | 地域活動 |

【資料7】 子育て支援センターでのおはなし会参加状況 (名)

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 参加幼児数 | 69 | 76 | 77 | 81 | 41 |

【資料8-1】 ブックスタート事業 絵本の配布状況(1歳6カ月健診時に絵本を1冊配布)

| 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 59 | 58 | 49 | 55 | 48 |
| 配布数 | 49 | 50 | 46 | 52 | 46 |

【資料8-2】 ブックリスト一覧

| | リスト名 | 対象年齢 | 配布時期及び場所 |
|---|-------------------|-------|-------------|
| 1 | 0さいからのブックリスト | 0歳 | 乳幼児健診時 |
| 2 | おすすめのブックリスト | 1歳～5歳 | ブックスタート時 |
| 3 | 6さい よんでみよう ブックリスト | 6歳 | 小学校就学時健診時 |
| 4 | 小学生によんでほしい本 200冊 | 小学生 | 吉富小学校 1年入学後 |

1～3は、図書館でも配布している。

【資料9-1】 学校図書館・公民館図書室 蔵書数の状況 ※3月末調査

| | 吉富小 | | 吉富中 | | 公民館図書室 児童書 |
|--------|------------|------|-----------|------|---------------|
| | 蔵書数(冊) | 達成率% | 蔵書数(冊) | 達成率% | |
| 平成24年度 | 6,312 | 72 | 7,664 | 65 | 2,985 |
| 平成29年度 | 10,843 | 118 | 10,136 | 90 | 4,437 |
| 平成30年度 | 11,026 | 120 | 10,511 | 98 | 4,816 |
| 令和元年度 | 11,273 | 123 | 10,821 | 100 | 5,134 |
| 令和2年度 | 11,350 | 114 | 8,146 | 80 | 5,005 |
| 令和3年度 | 11,627 | 111 | 8,414 | 83 | 5,234 |
| 学級数 | 17学級(14+3) | | 11学級(9+2) | | |
| 基準数 | 9,960 | | 10,160 | | |

文部科学省の基準によって計算する。学級数の変動により基準が変わる。

※小学校は、年度末に廃棄基準に従って図書の廃棄を実施 パーコード化

【資料9-2】 図書の分類別配分状況 小学校 (冊)

| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|-----|----------|-----|----------|--------|
| | 総記 | 哲学 宗教 | 歴史 地理 | 社会 科学 | 自然 科学 | 技術 工学 | 産業 | 芸術 美術 | 語学 | 文学 絵本 | 合計 |
| H24 | 75 | 64 | 340 | 270 | 691 | 347 | 132 | 329 | 220 | 3,844 | 6,312 |
| H29 | 159 | 139 | 605 | 497 | 1,205 | 597 | 282 | 594 | 426 | 6,339 | 10,843 |
| H30 | 171 | 142 | 616 | 541 | 1,223 | 611 | 291 | 605 | 410 | 6,416 | 11,026 |
| R1 | 177 | 155 | 671 | 594 | 1,239 | 633 | 298 | 582 | 422 | 6,502 | 11,273 |
| R2 | 178 | 150 | 682 | 651 | 1,249 | 654 | 278 | 568 | 419 | 6,521 | 11,350 |
| R3 | 197 | 169 | 681 | 683 | 1,310 | 667 | 293 | 561 | 420 | 6,646 | 11,627 |
| 基準数 | 598 | 299 | 1,593 | 996 | 1,593 | 598 | 498 | 797 | 498 | 2,490 | 9,960 |
| 比率 | 6 | 3 | 16 | 10 | 16 | 6 | 5 | 8 | 5 | 25 | 100 |

※ 基準数：文部科学省基準 基準比率：全国学校図書館 改訂（2021.4.1）

【資料9-3】 図書の分類別配分状況 中学校 (冊)

| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 合計 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| H24 | 142 | 210 | 672 | 797 | 555 | 241 | 111 | 534 | 320 | 4,082 | 7,664 |
| H29 | 183 | 331 | 836 | 1,012 | 687 | 380 | 160 | 735 | 358 | 5,454 | 10,136 |
| H30 | 206 | 351 | 843 | 1,073 | 719 | 447 | 189 | 753 | 367 | 5,563 | 10,541 |
| R1 | 215 | 376 | 860 | 1,109 | 742 | 464 | 197 | 775 | 382 | 5,701 | 10,821 |
| R2 | 170 | 296 | 479 | 853 | 485 | 426 | 132 | 642 | 247 | 4,416 | 8,146 |
| R3 | 175 | 317 | 498 | 890 | 509 | 448 | 140 | 676 | 258 | 4,503 | 8,414 |
| 基準数 | 610 | 508 | 1,625 | 1,016 | 1,524 | 610 | 508 | 813 | 610 | 2,336 | 10,160 |
| 比率 | 6 | 5 | 16 | 10 | 15 | 6 | 5 | 8 | 6 | 23 | 100 |

【資料9-4】 図書の分類別配分状況 公民館図書室（児童書のみ） (冊)

| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 合計 |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|-------|-------|
| H24 | 90 | 19 | 67 | 69 | 186 | 26 | 20 | 227 | 31 | 2,250 | 2,985 |
| H29 | 107 | 49 | 94 | 105 | 272 | 56 | 36 | 334 | 42 | 3,342 | 4,437 |
| H30 | 109 | 60 | 99 | 109 | 296 | 62 | 38 | 346 | 44 | 3,653 | 4,816 |
| R1? | 118 | 71 | 105 | 124 | 323 | 69 | 42 | 360 | 48 | 3,874 | 5,134 |
| R2 | 119 | 77 | 124 | 131 | 319 | 65 | 31 | 352 | 50 | 3,737 | 5,005 |
| R3 | 121 | 80 | 141 | 142 | 334 | 71 | 31 | 358 | 54 | 3,902 | 5,234 |

【資料10-1】公民館図書室 児童書貸出冊数

| | 平成29年度 2017年 | 平成30年度 2018年 | 平成31年度 令和元年度 2019年 | 令和2年度 2020年 | 令和3年度 2021年 |
|------|-----------------|-----------------|--------------------------|----------------|----------------|
| 貸出冊数 | 3,172 | 4,567 | 5,036 | 4,068 | 4,248 |

※令和2年3月以降コロナ禍対策

【資料10-2】公民館図書室 利用者数

| | 平成29年度 2017年 | 平成30年度 2018年 | 平成31年度 令和元年度 2019年 | 令和2年度 2020年 | 令和3年度 2021年 |
|---------------|-----------------|-----------------|--------------------------|----------------|----------------|
| 利用者 (全体合計) | 4,205 | 4,211 | 3,818 | 3,571 | 3,315 |

※令和2年3月以降コロナ禍対策

【資料10-3】公民館図書室 年齢別利用者（団体利用者除く）

| 年齢 年度 | 0~ 6 | 7~ 12 | 13 ~15 | 16 ~18 | 19 ~22 | 23 ~29 | 30 ~39 | 40 ~49 | 50 ~59 | 60 ~69 | 70 ~ |
|--------------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| H.29 2017 | 109 | 494 | 179 | 96 | 40 | 75 | 357 | 513 | 567 | 361 | 621 |
| H.30 2018 | 171 | 396 | 120 | 66 | 39 | 49 | 396 | 716 | 568 | 592 | 807 |
| R1 2019 | 130 | 334 | 113 | 66 | 24 | 33 | 402 | 664 | 527 | 581 | 791 |
| R2 2020 | 132 | 324 | 91 | 55 | 33 | 42 | 285 | 637 | 373 | 540 | 951 |
| R3 2021 | 134 | 463 | 60 | 47 | 24 | 91 | 181 | 593 | 336 | 487 | 835 |

※令和2年3月以降コロナ禍対策：町内利用者に制限期間あり

【資料 1 1】 図書館法（一部抜粋） 昭和二十五年法律第百十八号

目次 第一章 総則(第一条—第九条) 第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

※カット 第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条) 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する

法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

公益社団法人全国学校図書館協議会

2000年3月21日制定

2021年4月1日改訂

【1】基本原則

本基準は、印刷メディア（図書、新聞、雑誌等）、視聴覚メディア（CD、DVD等）、電子メディア（アプリ、webサイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY等）をもつて、

「蔵書の最低基準冊数」（冊）

【2】印刷メディア（図書）

1. 蔵書の最低基準冊数

「蔵書の最低基準冊数」の計算式は、右表を用いる。

| 学級数 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 備考 |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| 1～6 | 15000 | 20000 | 30000 | |
| 7～12 | $15000+700\times A$ | $20000+800\times A$ | $30000+900\times A$ | A=6 をこえた学級数 |
| 13～18 | $19200+600\times B$ | $24800+700\times B$ | $35400+800\times B$ | B=12 をこえた学級数 |
| 19～24 | $22800+500\times C$ | $29000+600\times C$ | $40200+700\times C$ | C=18 をこえた学級数 |
| 25～30 | $25800+400\times D$ | $32600+500\times D$ | $43800+600\times D$ | D=24 をこえた学級数 |
| 31以上 | $28200+300\times E$ | $35600+400\times E$ | $47400+500\times E$ | E=30 をこえた学級数 |

2. 蔵書の配分比率

(1) 標準配分比率

蔵書の配分比率は、冊数比とし、次の数値を標準とする。義務教育学校、中等教育学校については対

応する校種の標準配分比率を準用する。

（％）

| | 0 総記 | 1 哲学 | 2 歴史 | 3 社会科学 | 4 自然科学 | 5 技術 | 6 産業 | 7 芸術 | 8 言語 | 9 文学 | 合計 |
|------|------|------|------|--------|--------|------|------|------|------|------|-----|
| 小学校 | 6 | 3 | 16 | 10 | 16 | 6 | 5 | 8 | 5 | 25 | 100 |
| 中学校 | 6 | 5 | 16 | 10 | 15 | 6 | 5 | 8 | 6 | 23 | 100 |
| 高等学校 | 7 | 7 | 16 | 12 | 14 | 6 | 4 | 8 | 7 | 19 | 100 |

3. 年間購入冊数と購入費

(1) 年間購入冊数 年間に購入する図書の最低冊数は、最低基準冊数 $\times 0.1$ とする。

(2) 年間購入費の算出 年間購入冊数 \times 平均単価＝年間購入費 平均単価は、全国学校図書館協議会が毎年発表する「学校図書館用図書平均単価」を適用する。

【3】印刷メディア（新聞）

新聞の購読紙数は、学級数にかかわらず、小学校6紙、中学校8紙、高等学校10紙を最低基準とする。購読部数については、数量基準を定めない。

【4】印刷メディア（雑誌） 雑誌の最低基準はタイトル数を学級数に応じて定める。

【5】視聴覚メディア（CD、DVD等）

視聴覚メディアのうち、CDやDVD等のメディアに収められていて、専用の再生装置（視

聴覚機器) が必要なものを対象とする。

【6】電子メディア (全般)

電子メディアは、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY 等、有料のものもを対象に数量基準を定める。

【7】運用に関する事項

1. 蔵書の最低基準冊数に達していない場合には、10 年間を目途に整備を図る。
2. 特別支援学校においては、それぞれの校種別基準を準用するものとする。また、障害に応じて特に必要とする領域のメディアについては、考慮をする。特別支援学級を設置する学校においても同様とする。
3. 専門教育を行う学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校・義務教育学校は、その専門領域に必要とするメディアの冊数またはタイトル数を最低基準冊数または最低基準タイトル数に加える。
4. 蔵書の構成にあたっては、配分比率とともに、各学年の発達段階を考慮するものとする。特に小学校にあっては、1、2 学年向けの図書を蔵書の 1/3 を目安に確保することが望ましい。
5. 印刷メディア、視聴覚メディアは 10 年間、電子メディアは 3 年間を目途に更新を図る。
6. 学校図書館の機能を十分に発揮するためには、中核となる地域の学校図書館支援センターの創設、地域の学校図書館・公共図書館や資料館等を相互に結ぶネットワークの組織化を行い、メディアの共有、相互利用を積極的に進める必要がある。